

心理リハビリテーション資格認定委員会内規

日本リハビリテーション心理学会資格認定委員会

心理リハビリテーション資格認定委員会細則（抄）

第 7 条 この細則のほか，必要に応じて，認定委員会の議を経て資格認定に関する内規を定めることができる。

1 認定キャンプの要件について

- 1) 6 日以上のキャンプを認定キャンプとする。内容については、日程表によって確認する。
- 2) 1 名のスーパーバイザーが指導するトレーナーの数は、6 名以下とする。
- 3) 1 日当たりの心理リハビリテーションの実技時間は、3 時間を原則とする。
- 4) 心理リハビリテーションの理論・技法の研修は、1 日当たり 1 時間以上とする。
- 5) 毎日、ケース検討会議を行うことを原則とする。
- 6) 認定キャンプ開催に際して、全スーパーバイザー数の $2 / 3$ 以上はスーパーバイザー有資格者であることを要件とする。(スーパーバイザー研修者数は $1 / 3$ 以下であること)
- 7) 以上の要件を満たした認定キャンプでの臨床研修の修了をもって、トレーナー資格及びスーパーバイザー資格の認定要件に係る研修ポイントとして 10 ポイントを与える。

2 認定短期キャンプの要件について

- 1) 3 日、4 日、5 日のキャンプ形式を認定短期キャンプと称する。トレーナー資格及びスーパーバイザー資格の認定要件に係る研修ポイントとして、3 日キャンプでの臨床研修の修了に 3 ポイント、4 日キャンプでの臨床研修の修了に 7 ポイント、5 日キャンプでの臨床研修の修了に 8 ポイントを与える。
- 2) 認定短期キャンプの前日に事前研修日が設けられている場合は、1) で与えるポイントに加え、さらに 1 ポイントを与える。
- 3) 認定短期キャンプの他の要件については、認定キャンプに準ずる。

3 認定課程の要件について

- 1) 1 年を単位とし、年間 10 回以上にわたって計画されることを原則とする。
- 2) この場合、大学等の授業として計画されるものに限定されない。また、スーパーバイザーについて、大学等の職員に限定されない。
- 3) 心理リハビリテーションの実技時間は、年間 22 時間以上を原則とする。

- 4) 心理リハビリテーションの理論・技法の研修は、22 時間以上とする。
- 5) ケース検討会議は、心理リハビリテーションの実技の後に必ず実施し、記録にまとめることを原則とする。
- 6) 認定課程は、月例会、認定短期キャンプ以外の短期間のキャンプ、実技研修会など断続的に年間を通じて計画された研修プログラムと併せて実施することが出来る。
- 7) 月例会、認定短期キャンプ以外の短期間のキャンプ、実技研修会などの総時間数については、上記の各号の要件に準ずるものとする。
- 8) 認定課程の申請に際しては、資格認定委員会に「課程認定計画書」を提出することを原則とする。また計画書に基づき課程が修了した際には、「認定課程報告書」を提出することを原則とする。
- 9) 以上の要件を満たした認定課程での臨床研修の修了をもって、トレーナー資格及びスーパーバイザー資格の認定要件に係る研修ポイントとして 10 ポイントを与える。

4 個別研修の要件について

- 1) スーパーバイザーが企画・指導する、学校、施設、月例会等での心理リハビリテーションの実技及び研修に参加し、以下の要件を満たした者は、心理リハビリテーションに関する個別研修（以下、個別研修）を修了したものと認める。
- 2) 個別研修における実技にあたっては、事前研修として心理リハビリテーションの理論・技法に関する研修をあらかじめ2時間以上受講することを原則とする。
- 3) 心理リハビリテーションの理論・技法、事例検討等の研修は、事前研修の2時間を含む22時間以上受講することを原則とする。
- 4) 心理リハビリテーションの実技時間は、22時間以上実施することを原則とする。
- 5) 心理リハビリテーションの実技にあたっては、スーパーバイザーの同席による指導、もしくは別日における指導を受けることが必要である。
- 6) 認定キャンプ、短期認定キャンプ、認定課程として実施された実技・研修時間は、個別研修に含めることができない。
- 7) 個別研修における心理リハビリテーションの実技、研修の時間等については、個別研修

記録簿に受講者が記録する。併せて研修記録簿には、毎回の実技、研修において指導を行ったスーパーバイザーが署名を行う。

- 8) 心理リハビリテーションの実技内容（支援の経過、事例検討で指導を受けた事項等を含む）については、4,000字程度のレポート（以下、個別研修レポート）にまとめる。個別研修レポートを作成した後、その内容に対してスーパーバイザーから指導を受ける。
- 9) 作成された個別研修記録簿及び個別研修レポートについて、心理リハビリテーションの実技にあたって指導を行ったスーパーバイザー1名を含むスーパーバイザー2名が確認し、正しく記載がなされていると判断されれば個別研修記録簿に確認者として署名を行う。
- 10) 上記 9) の通り作成された個別研修記録簿の資格認定委員会への提出をもって、トレーナー資格及びスーパーバイザー資格の認定要件に係る研修ポイントとして 10 ポイントを与える。

5 トレーナー資格の認定要件について

- 1) 認定キャンプ、認定短期キャンプ、認定課程、及び個別研修における臨床研修の修了により、研修ポイント 30 ポイントを満たしていることを原則とする。
- 2) トレーナー資格を申請するに当たっては、認定キャンプもしくは認定短期キャンプを 1 回以上修了しなければならない。 【※附則 1】

6 スーパーバイザー資格の認定要件について

- 1) 規約第 6 条別表に掲げる科目等を履修した大学等の名称及び各科目について修得した単位数を申請するものとする。修得単位数は、3つ以上の科目を合せて 10 単位を満たしているものとする。
- 2) 教職経験又は教育相談等の継続的な臨床経験（週当たり 4 日以上 of 常勤的なもの）の年数を 1 年につき 5 単位に換算して、修得単位数に代えることができる。
- 3) トレーナー資格認定後、2 年以上にわたって、認定キャンプ 10 ポイント以上、または、認定短期キャンプ 14 ポイント以上を含む臨床研修ポイント 50 ポイントを満たしてい

ることとする。【※附則 2】

- 4) 特定の地域や特定の対象にかたよった認定キャンプ，認定短期キャンプへの参加のみの場合は，認定要件を満たさない。【※附則 2】
- 5) 前出第 3 項の原則を満たしている者は，研修ポイントの一部について，心理リハビリテーションの臨床に関する研究発表によって代えることができる。
- 6) 前出第 4 項に定める研究発表ポイントは，10 ポイントまでとし，原著 10 ポイント，資料または事例研究論文等，原著に次ぐ論文 7 ポイントとする。
- 7) 上に定める心理リハビリテーションの臨床に関する研究発表のポイントについては，資格認定委員会において審査の上，認める。
- 8) スーパーバイザー研修は，認定キャンプまたは認定短期キャンプ（4 日以上）について 20 ポイントまで認める。
- 9) マネージャー研修は認定キャンプまたは認定短期キャンプ（4 日以上）について 10 ポイントまで認める。
- 10) 臨床経験には，マネージャー研修が含まれていることが望ましい。
- 11) スーパーバイザー研修，マネージャー研修，心理リハビリテーション臨床に関する研究発表は，併せて 30 ポイントを上限とする。

7 スーパーバイザー資格の認定更新の要件について

次の 1) の領域と 2) から 4) までの何れか一つ以上の領域を合わせて 20 ポイントを満たしているものとする。なお，本ポイントは，トレーナー資格，スーパーバイザー資格認定要件の研修ポイントと異なる。【※附則 3】

- 1) 認定キャンプ，認定課程又は認定課程に準ずる研修にスーパーバイザー，トレーナー又はマネージャーとして参加（5 ポイント），日常的な業務としておおむね毎週定期的に行っている心理リハビリテーションに関する活動（1 年につき 5 ポイント）
- 2) 認定短期キャンプ，またその他の短期キャンプ（2 泊 3 日以上）にスーパーバイザー，トレーナー，マネージャー又は講師として参加（3 ポイント），或いはそれ以下の日程における心理リハビリテーションに関する訓練会・研修・講演にスーパーバイザー，講師

として参加（1 ポイント：年間 5 ポイントまで）

- 3) 「心理リハビリテーションの会」又は「日本リハビリテーション心理学会」に参加（2 ポイント）、「心理リハビリテーションの会」又は「日本リハビリテーション心理学会」に発表者、司会者又は助言者として参加（3 ポイント）
- 4) 著書（分担執筆も含む）又は学会誌に公表した心理リハビリテーションに関する研究論文（5 ポイント）、「日本リハビリテーション心理学会」又は他の学会における心理リハビリテーションに関する研究発表、その他の公的な機関の紀要・論文集・研究会誌等に公表した心理リハビリテーションに関する論文等（3 ポイント）、心理リハビリテーションに関する研究会・研修会での研究発表（1 ポイント）
- 5) スーパーバイザー資格の更新条件は「全 4 領域において、2 領域以上に渡り総計 20 ポイント以上取得することである」と定められているが、心理リハビリテーション認定キャンプへの全参加が困難と判断される者についてはキャンプ中の研修の一部に講師として参加した場合に当該キャンプに参加したものと見なす。
- 6) 前条の認定を受けた者のうち、スーパーバイザー資格取得後 25 年以上経過、又は特別な功績があった者で 65 歳以上のスーパーバイザーに対して、「資格認定委員会推薦スーパーバイザー」資格を授与する。これは、資格認定委員会が推薦・認定するもので、当該資格を授与された者は以後の更新義務を免除されるものとする。
- 7) スーパーバイザー資格の更新期間内において病気・産休・留学などの事情により心理リハビリテーションの活動が行えず資格更新の要件が満たされない際は、資格認定委員会が認める場合において資格更新期間を延長することができる。

8 各種認定申請料・登録料について

- 1) 各種認定申請料（キャンプ申請・資格申請）や認定登録料、資格更新申請料については、キャンプ開催国・出身国の経済事情等を考慮することとする。具体的には申請時における本邦と各国の公立学校教員初任給を基準とし、そこから換算された割合を用いて上記の料金を算出するものとする。

附則

(新型コロナウイルス感染症の影響に係るトレーナー資格要件の経過措置)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、認定キャンプ、短期認定キャンプの実施が困難であることから、本内規「5 トレーナー資格の認定要件について」2) の事項は、令和 11 年 3 月 31 日まで適用しない。

(新型コロナウイルス感染症の影響に係るスーパーバイザー資格要件の経過措置)

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、認定キャンプ、短期認定キャンプの実施が困難であることから、本内規「6 スーパーバイザー資格の認定要件について」3) 及び 4) の事項は、令和 11 年 3 月 31 日まで適用しない。3) の事項に関して、スーパーバイザー資格申請にあたって、臨床研修ポイント 50 ポイントを満たしていることは求められるが、そのうち認定キャンプ 10 ポイント以上、または、認定短期キャンプ 14 ポイント以上を含むことは要件としない。

(新型コロナウイルス感染症の影響に係るスーパーバイザー資格更新要件の経過措置)

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、認定キャンプ、短期認定キャンプの実施が困難であることから、本内規「7 スーパーバイザー資格の認定更新の要件について」の事項は、令和 11 年 3 月 31 日まで適用しない。これに代わって、令和 11 年 3 月 31 日までは、認定更新申請者本人を除くスーパーバイザー有資格者 1 名からの推薦署名を受けた所定の資格更新書の提出をもって、スーパーバイザー資格の認定更新を認める。

1. この内規は、平成 17 年 11 月 26 日より施行する。
2. この改正内規は、平成 20 年 8 月 7 日より施行する。
3. この改正内規は、平成 27 年 3 月 18 日より施行する。
4. この改正内規は、令和 元年 5 月 21 日より施行する。
5. この改正内規は、令和 5 年 12 月 15 日より施行する。

6. この改正内規は、令和 8 年 2 月 18 日より施行する。